

# 第7次宮城県地域医療計画(精神疾患)について

## 1 第7次宮城県地域医療計画について

- 公示日 平成30年4月3日
- 根拠 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項の規定に基づき、県は厚生労働大臣が定める基本指針に則して、かつ、地域の実情に応じて、医療提供体制の確保を図るための計画を定める
- 計画期間 平成30年度(2018年度)～令和5年度(2023年度)[6年間]
- 基本理念
  - ・ 県民の医療に対する安心と信頼の確保
  - ・ 良質な医療が適切に提供される医療提供体制の確立
- 進行管理 施策の進捗状況や目標値の達成状況について評価を行い、目標値の再設定や施策の見直しを行うため、「PDCAサイクル」を推進  
各疾病・事業ごとの協議会等で毎年進捗状況等の確認を行うとともに、その結果を宮城県医療審議会に報告

## 2 基準病床数(精神病床)について

医療法施行規則第30条の30の規定に基づき算定

病床の種別	圏域	基準病床数	既存病床数			基準病床数と既存病床数(直近)との差
			H29.9.30	H30.9.30	R1.9.30	
精神病床	県全域	5,021	6,151	6,143	6,124	1,103

## 3 関連事業の実施状況について

### (1) 目指すべき方向性

- ① 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、精神科医療機関やその他の医療機関、地域援助事業者、保健所、市町村などが連携することで、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、教育などを包括的に確保する「地域包括ケアシステム」の構築を目指す
- ② 統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、依存症などの多様な精神疾患に対応した患者本位の医療の実現が図られるように、医療機関、保健所、市町村などの連携体制を整備する

### (2) 関連事業

項目	施策の方向性	実施事業	備考
精神疾患の早期発見・早期治療に向けた相談・普及啓発体制の充実・強化	・あらゆる世代の住民に向けた正しい知識の啓発普及 ・相談体制の充実・強化 ・支援体制の充実 ・関係者間の連携	・心の健康づくり推進事業 ・地域精神保健福祉対策事業 ・心の(リ)アワー事業 ・R2ひきこもり対策の拡充(サポーター養成、居場所確保等)	・ひきこもり対策連絡会議の実施 ・R2ひきこもり対策の拡充
地域包括ケアの推進	・関係機関間のネットワークの構築 ・相談・支援体制の整備 ・すまいの確保	・精神障害者地域移行支援事業 ・グループホーム整備促進事業	
精神科救急医療体制	・各関係機関の連携・協力のもとでの24時間365日の医療体制の整備 ・夜間休日におけるかかりつけ医の情報センターからの問い合わせ対応	・精神障害者救急医療システム運営事業	・平成31年1月から24時間365日の医療提供体制を確保
身体合併症治療	・精神科病院・診療所、一般病院・診療所等の関係者との協議による医療体制整備の推進 ・難治抵抗性統合失調症治療のための関係機関連携	・精神障害者救急医療システム運営事業【再掲】	
統合失調症	・病気の早期発見・治療につながるための相談体制の充実・強化 ・地域で治療継続できるための訪問看護等関係機関の充実と連携	・心の健康づくり推進事業【再掲】 ・地域精神保健福祉対策事業【再掲】	
うつ病・躁うつ病	・「うつ病かかりつけ医研修」などによる、うつ病への対応力向上研修 ・かかりつけ医と精神科医療機関との連携 ・復職・就労等社会復帰段階への関係機関連携	・自殺対策事業 ・自殺対策強化事業 ・自殺対策緊急強化事業 ・精神障害者地域移行支援事業【再掲】 ・心の健康づくり推進事業【再掲】 ・地域精神保健福祉対策事業【再掲】	
認知症	・「かかりつけ医研修」などによる、認知症対応力向上と連携強化 ・認知症サポーターの養成や、「認知症疾患医療センター」の指定 ・認知症初期集中支援チーム(市町村で構成)による訪問の充実と関係者研修	・認知症地域医療支援事業 ・認知症疾患医療センター運営事業 ・認知症地域支援研修事業	・R2認知症疾患医療センター運営事業の拡充(日常生活支援の相談機能強化)

項目	施策の方向性	事業実施	備考
児童・思春期精神疾患	・早期発見・早期治療の体制づくり ・関係者の質を高めるための研修体制 ・ひきこもりの自立支援のための相談体制と支援サービスの拡充	・ひきこもりケア体制整備事業【再掲】	
発達障害	・発達障害児者支援体制整備に向けた検討 ・乳幼児期～成人期までの一貫した支援体制づくり(発達障害者支援センター拡充) ・小児科医等の「かかりつけ医研修」	・発達障害拠点事業 ・発達障害児者総合支援事業	・令和元年7月に県直営の発達障害者支援センターを開設 ・R2発達障害児者総合支援事業の拡充(発達障害専門医療機関初診待機解消事業)
依存症	・「県計画」の策定 ・早期に相談できる体制づくり ・専門医療機関情報を提供による、医療機関相互の連携推進 ・アルコール関連問題等への「かかりつけ医研修」 ・医療機関と関係団体(自助グループ等)との連携と支援体制の充実	・被災地アルコール関連問題支援緊急強化事業 ・アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業 ・薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業 ・心の健康づくり推進事業【再掲】 ・地域精神保健福祉対策事業【再掲】	・東北北会病院を依存症専門医療機関、治療拠点機関として指定 ・R2治療拠点機関にコーディネート配置(救急病院等と連携した継続支援、関係機関間の調整等)
高次脳機能障害	・「県支援拠点機関」を中心とした医療機関や地域関係者との連携による支援体制の充実 ・身近な地域拠点の整備	・高次脳機能障害者支援事業	
摂食障害	・「摂食障害治療支援センター」を中心とした知識の普及と啓発と早期治療の体制づくり ・身体合併等医療機関どうしの連携推進	・被災地摂食障害治療支援事業	
てんかん	・「てんかん診療拠点機関」を中心とした、精度の高い治療体制づくり ・病気の啓発普及と相談体制の整備 ・医療機関間のネットワークや情報の共有	・てんかん地域診療連携体制整備事業	
自殺対策	・自殺未遂者対策・若年者のメンタルヘルス対策などの課題を踏まえた「県自殺計画」の改正	・自殺対策事業【再掲】 ・自殺対策強化事業【再掲】 ・自殺対策緊急強化事業【再掲】	・宮城県県若者こころの支援センター事業の実施(大学生等を対象としたゲートキーパー養成講座等)
災害精神医療	・DPAT活動を理解するための研修会の開催 ・DPATチームの派遣体制整備 ・派遣地域に係る心のケア体制会議などの検討	・災害派遣精神医療チーム体制整備事業	・令和元年台風19号の被災地へDPAT派遣
医療観察法医療	・保護観察所を中心とした関係機関連携による退院支援	・宮城県医療観察制度運営連絡協議会への参画	
東日本大震災に関するこころの健康への支援について	・市町村、保健所、精神保健福祉センター、各関係機関と連携し、被災者等に対する支援体制を充実、支援者への技術的支援を継続 ・心のケアセンター、専門職チームによる訪問、仙台市の支援を継続 ・震災後の新たな地域精神保健福祉活動について、今後の活動の体制のあり方について検討	・心のケアセンター運営事業 ・子ども心のケア推進事業 ・子ども心のケア地域拠点事業 ・被災地精神保健対策事業	・令和3年度以降の支援体制について検討(圏域毎についても実施)

## 4 数値目標

No.	指標(主なもの)	計画策定時(H26年度) * No.7のみH28年度	現況値				目標値
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	
1	精神病床における急性期(3ヶ月未満)入院需要(患者数)	1,159人	-	-	926人	891人	1,177人(R2年度末) 1,176人(R6年度末)
2	精神病床における回復期(3ヶ月以上1年未満)入院需要(患者数)	843人	-	-	1,179人	1,214人	884人(R2年度末) 909人(R6年度末)
3	精神病床における慢性期(1年以上)入院需要(患者数)	3,153人	-	-	3,133人	3,092人	2,785人(R2年度末) 2,152人(R6年度末)
4	精神病床における入院後3ヶ月時点の退院率	61%	64%	61%	59%	-	69%(R2年度末)
5	精神病床における入院後6ヶ月時点の退院率	80%	80%	81%	77%	-	84%(R2年度末)
6	精神病床における入院後1年時点の退院率	88%	88%	89%	86%	-	91%(R2年度末)
7	認知症サポーター医養成研修修了者数	95人	-	-	123人	146人	176人(R2年度末)

\* No.1～6現況値は、国立精神・神経医療研究センター公表資料「精神保健福祉資料」より把握(No.1～3 630調査、No.4～6 NDB)。なお、計画策定時No.1～3はH26年患者調査入院票をもとに国立精神・神経医療研究センター作成の入院需要推計ワークシートから算出し、No.4～6はNDBを使用している。